

食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会

平成 17 年度第 3 回技術小委員会 議事録

日 時:平成 18 年 3 月 6 日(月) 13:00~15:00

場 所:農林水産省 4 階 第 2 特別会議室

角田事業計画課長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましてはご出席いただきましてまことにありがとうございます。<

ただいまから、農業農村整備部会平成 17 年度第 3 回技術小委員会を開催させていただきます。

1 月 6 日付で事務局側に人事異動がございましたのでご紹介いたします。山田農村振興局長でございます。

山田農村振興局長

よろしく申し上げます。

角田事業計画課長

それでは、開会に当たりまして、山田農村振興局長よりごあいさつ申し上げます。

山田農村振興局長

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました、1 月に農村振興局長に異動してまいりました山田でございます。本日は異動してきて初めての技術小委員会ということでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

今、事業計画課長からお話がありましたとおり、委員の皆様方にはこれまで、この技術小委員会におきまして大変ご熱心にご検討いただいております。また、本日お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

農業農村整備事業をめぐる情勢は皆さんご案内のとおりですが、昨年 3 月に食料・農業・農村基本計画の見直しを行いまして、新しい方向づけをし、また 10 月には品目横断対策や米改革とあわせて、農地・水・環境保全向上対策という政策も打ち出しております。こういう農政の改革にあわせて、農業農村整備事業もさらにそれを推進して、内容的にも、技術面におきましても非常に高いレベルのものを目指していく必要がございますので、今後ともご指導のほどをお願いしたいと思います。

本日、議事にごございますように、1 つは、事業計画設計基準の「ほ場整備(畑)」の改定ということでございます。これにつきましてはパブリックコメントを既に実施いたしておりますので、その対応方針も含めて、本日ご審議をいただくということで取りまとめをお願いしているところでございます。本日の審議の結果につきましては、3 月末に開催を予定しております農業農村整備部会でご議論いただくということでございます。

それから、2 つ目の「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」と、3 番目の「景観配慮の手引き」、これは先ほど少しお話をしました農地・水・環境保全向上対策とも関連

をしているわけですが、農業、農村の持つ生態系あるいは景観、そういったものがまた着目されている、重視されているということございまして、このような国民の期待にこたえて事業を実施していくということで大変重要な事項だと考えております。そういう農業農村整備事業を実施するに当たり、自然環境、景観について、その保全、創出を図っていくための参考で活用したいということございませぬ。

2番目の環境配慮の技術指針につきましては、最終的な取りまとめに向けての議論、また景観配慮の手引きについてはパブリックコメントに向けた議論をお願いしております。

最初に申し上げましたが、特に農業農村整備事業をより国民の期待にこたえていくような形で実施していくために、こういった技術に関する基準や指針、手引きは非常に重要でございますので、ぜひとも忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

角田事業計画課長

本日、河地利彦委員におかれましては、所用によりご欠席との連絡をいただいております。

それでは、以降の議事の進行につきましては、田中小委員長をお願いいたします。

田中小委員長

それでは、会議次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備(畑)」の改定について、事務局より説明をお願いいたします。

富田資源課長

それでは、資源課の方から説明させていただきます。

まず、使います資料ですが、お手元に配付されております資料のうち、資料 1 1は、前回の技術小委員会において委員の皆様から指摘していただいた事項及び、先ほど局長のあいさつにもありましたが、パブリックコメントで出された意見に対する対応方針、こういったものを整理したものであります。

あと、資料 1 2というものがあります。これは、この基準の事務次官通知に該当する部分を抜粋した基準本文の部分を整理したものであります。

少し厚くなりますが、参考資料 1は基準(案)、基準の運用(案)、基準及び運用の解説(案)ということで、基準と、基準の運用と、基準及び運用の解説を左右見開きで対比した資料があります。

この3冊が関連する資料であります。

これからの説明は資料 1 1を中心に説明させていただきます、必要に応じて、参考資料 1を引用するという形で説明させていただきます。

まず、資料 1 1の1ページに4行ほど文章が書いてありますが、前回、12月の技術小委員会の中で委員の先生方から意見を8件いただいております。それから、パブリックコメントに関しましては、ことしの1月4日から2月3日までの間、パブリックコメントを行いまして、全部で33件のご意見をいただいているということで、その両方を資料 1 1にそれぞれ対応方針(案)として整理させていただいております。

この資料の中で、実線あるいは波線でアンダーラインを何カ所か引いております。実線の部分は、ご意見を踏まえまして、今回修正したり追加した部分ということです。波線の部分は、ご意見に関連した記述の部分を強調する意味でつけてあります。

2ページから7ページまでが、前回委員会での8件ほどの指摘に対する対応方針ということで説明させていただきます。

まず、2ページの[1]。これは参考資料の方でいくと3ページになります。現行基準に合った農村環境の形成保全に資する旨の記載が削除されるなど、全体的に環境に関する記述が弱くなった感があるというご指摘がありました。

これにつきましては、資料 1 1の右の備考欄に、現行の基準と改定(案)の該当部分を左右に対比して整理しております。今回の改定では現行基準の「基本理念」という部分を「ほ場整備の目的と意義」、それから「事業計画作成の基本」の2つに分けて記載しております。「事業計画作成の基本」において、「地域の自然的・社会経済的な特性を十分考慮の上、基本構想を定め、環境との調和に配慮しつつ、総合的な観点から十分な検討を行わなければならない」と記述しております。

また、「基準の運用」のところにおきましても、事業計画の作成に当たりましては、農村環境の整備の観点も踏まえる必要があるということや、事業計画作成上の留意点の1つに、「良好な農村環境の整備」を記述しております。

また、現行基準で「農村の環境」というものについて触れておりますが、それは生産環境と生活環境のみを対象としているということで、今回は自然環境も含むという形で整理しておりますので、環境に関する記述はむしろ充実させていると考えております。

次に、3ページの[2]のご指摘です。参考資料では14ページになりますが、踏査に関連した部分です。踏査の中で、生物調査、生態系調査、景観、そういうものに対する内容が盛り込まれていないのではないかとご指摘です。

今回、参考資料の11ページの「基準の運用」の中で、「生態系・景観等の環境の概要」を位置づけるとともに、これを受ける形で、参考資料14ページの「解説」におきまして、従来の概査とは別に新たに項立てを行っております。「4. 農村環境に関する概査」。記述しているわけですが、この中に、ご指摘のような踏査に関する具体的な内容が含まれていないということもありまして、ご指摘を踏まえまして、アンダーラインが引いてある「また」以下の文章ですが、この部分を踏査に関する記載として追加させていただきます。

また、「環境との調和への配慮」につきましては、景観も含めまして、技術書の方で詳しく解説することとしております。

次に、4ページの上の方、鳥獣害と景観に関連する部分です。「精査」の「周辺環境」において、鳥獣害や景観の調査について触れる必要はないのかという指摘をいただいております。

備考欄の方に記述しておりますが、鳥獣害の調査につきましては「収量及び被害量」の部分で、鳥獣等の被害について把握するとともに、対策の必要性及び改善の可能性を検討する旨を記載を行っているところであります。

今回、ご指摘を踏まえまして、対応方針(案)のアンダーラインを引いた部分ですが、周辺環境に関する調査の中で、「鳥獣害の発生状況」ということで追記しております。

景観の調査につきましては、本年度から来年度にかけて、景観配慮等基準化検討調査というものを行っておりますので、その検討の結果を受けて具体的な記載を行っていきたいと考えております。

次に、同じ4ページの下の方、[4]です。参考資料では42ページになりますが、環境保全との関係においては、計画段階でほ場整備の必要性を十分把握し、本当に必要な事業かどうかを考慮すること。また、ミティゲーション5原則の回避に関する記述ができないというご指摘がありました。

これらのご指摘を踏まえまして、真ん中の欄ですが、アンダーラインを引いた部分、「田園環境整備マスタープランに環境創造区域が設定されている場合や希少種が生息する区域等においては、事業による影響の回避も含め、ミティゲーション5原則に基づく十分な検討が必要な場合もある」ということで記述を追加させていただきました。

次に、5ページのご指摘は、農地利用集積の目標の話ですが、具体的な農地集積の目標設定の考え方について記述する必要がないかというご指摘をいただいております。

備考の方に記載しておりますが、地区ごとの土地利用計画を考慮することや、農業経営基盤強化促進法に基づいて、市町村が策定しております「農用地の利用の集積に関する目標」を考慮する旨の記載を既に行っているということで、原案どおりとさせていただきたいと思っております。

次に、その下の[6]です。作付体系計画に関する部分ですが、これは文章の内容に問題がありまして、ご指摘いただきましたので、文章を見直しまして、この3行に下線が引いてありますが、ちゃんと意味の通る文章に修正させていただきました。

6ページの[7]の指摘は、中山間の土壤流出の話。それから、急傾斜地の防除用水の話に関する指摘であります。中山間地域の土壤流出対策とか急傾斜地において防除用水等が供給しやすい集水施設、そういう記述をしてほしいという趣旨です。

まず、中山間地域の土壤流出の方に関しましては、参考資料の61ページ、右側の備考欄にありますが、「農地保全上留意すべき事項」ということで位置づけております。「運用」あるいは「解説」の中でも、傾斜農地における対策について既に記載しているということでもあります。

後段の防除用水の話ですが、これはご意見を踏まえまして、水利用の自由度という欄がありますが、ここにアンダーラインで示したように、「なお、河川水源の」以下の文章を追記させていただきました。

次に、7ページですが、これは流末の排水処理施設に関する記述ということで、追記してほしいというご要望がありました。

これにつきましては、ご意見を踏まえまして、排水計画の中の「排水路組織」という項があります。これは参考資料の82ページになりますが、ここにアンダーラインを引いておりますが、「なお、窒素・リン及び」以下を追記させていただいております。

また、技術書の方でも、窒素等の流出や沖縄における赤土流出等の課題に対する営農面及び土木面からの対策の考え方について紹介することとしております。

以上の8件が、前回委員会での指摘に対する対応方針(案)であります。

引き続きまして、パブリックコメント関係の対応案をご説明させていただきます。

8ページです。

先ほど、パブリックコメントは33件あったと申しましたが、内容的に似通ったものもありました関係上、これを整理しまして、17件で対応方針を整理しております。

まず、パブリックコメントの[1]ですが、これは参考資料では3ページぐらいの部分ですが、内容としては、事業計画を作成する際の留意事項として、営農計画の重要性についてはっきり示してほしいという意見を頂いております。

この点につきましては、備考の方にも書いてありますが、「畑のほ場整備の特徴」の1つに、「営農計画の重要性」を位置づけております。

また、「1.2ほ場整備の目的と意義」の「基準本文」の方でも、「将来の営農形態に適合した農業機械の効率的な利用や合理的な水利用等、生産性の高いほ場条件を整備する」という旨の記載をしております。

参考資料の4ページになりますが、「1.3 事業計画作成の基本」の中の「解説」の部分あるいは参考資料25ページの「2.3 精査」の「運用」の部分についても、それぞれ波線が引いてありますが、将来の営農構想に関する記述を行っております。

さらに、参考資料35ページ、「3.2 事業計画作成の手順」の「運用」の部分で、「まず営農計画を樹立し、これに適應するように区画計画、農道計画、排水計画、換地計画及び土地生産向上対策を立てなければならないが、いずれの計画も内容的事項は相互に関連を持っているので、個々の事項の計画に当たっては、関連事項との関係をよく検討し、全体として生産性が最も高くなるように計画しなければならない」旨の記載をしているところであります。

以上のことから、意見の趣旨については既に記述されていると判断しまして、現行どおりとさせていただきますこととしました。

次に9ページですが、[2]から[4]までは、いずれも耕作放棄地関連のご意見であります。

まず、[2]ですが、これは参考資料でいくと4ページあたりになります。「2. 事業計画作成上の留意点」に新たに「耕作放棄地に対する対応」を項立てしてはどうか。具体的に記述してほしいという意見であります。

これにつきましては、新しい「食料・農業・農村基本計画」の中でも、耕作放棄地の発生防止、解消に向けた施策の充実が位置づけられているということも踏まえまして、あと、耕作放棄地は畑固有の問題ではないことも考慮しまして、ご指摘のあった部分ではなくて、備考の方に書いてありますが、「地区の設定において配慮すべき具体的事項」というところで、「耕作放棄地の扱い」の波線部分を見直しまして、対応方針(案)に示すように、アンダーラインの部分を追記させていただいております。

また、関連しまして、参考資料の12ページ、概査段階で収集すべき資料としまして、[11]ということで、「農業経営基盤強化促進基本構想に関する資料」というものを追加させていただいております。その下の[3]、[4]は同じ耕作放棄地ですが、[3]につきましては、参考資料22ページになりますが、「3. 社会経済条件(2) 地域農業の概要」の中に、意見を踏まえまして、新たに[10]として「耕作放棄地面積」、[11]として「農産物の流通実態」を追加しております。

また、その下の[4]、参考資料28ページですが、「5. 農業経営体の意向」という項目の中で、新たに[8]として「耕作放棄地に対する地権者の意向」という項目を追加させていただいております。

次に、10ページの[5]、これは参考資料を見た方がわかりやすいのですが、参考資料の10ページに図-2.1.1ということでフロー図があります。この中に四角が幾つかありますが、上から2つ目の四角に「概査」というところがあります。この「概査」に「将来予測」を入れるべきではないかという意見です。あと、一番下の「事業計画作成」の右の方に、「事業計画作成」とありますが、これは「評価」ではないかということの意見であります。

まず、最初の上の「将来予測」のところに関しましては、基本構想の方でも記述しておりますが、概査によって明らかになった事項と上位計画に基づきまして、基本構想の段階で検討されるべき事項ということで、現行どおりということでそのままにしております。あと、「事業計画の評価」に関する意見に関しましては、これは「事業計画作成」の中に「事業計画の評価」までが含まれているわけですが、それを記載していないということで、いただいた意見のとおり修正させていただきました。

次は、もとの資料 1-1に戻りまして、10ページの下[6]です。これは畑の場合、特に重要になる「区画勾配」を項目として追加してはどうかという意見をいただきました。

この意見を踏まえまして、「区画の規模(大きさ、形状)」の後に「勾配」を追加させていただきました。

次に、11 ページの上の[7]です。参考資料でいくと 35 ページか 36 ページぐらいになりますが、区画計画、農道の配置計画において、認定農家や集団営農組織への対応を踏まえた記載が欲しいというご意見であります。

これにつきましては、営農計画の中で既に「担い手への農地利用集積」に関する記述の充実を図っているところであります。

また、35 ページの「3.2 事業計画作成の手順」においても、営農計画を樹立した上で、区画計画や農道計画等を立てなければならない旨の記述を明記しておりますし、36 ページの「解説」におきましても、個々の営農計画と団地・耕区の大きさ、農道の配置との関係を説明しております。

さらに、参考資料の 104 ページ～ 106 ページになりますが、「3.11.3 換地処分に至る業務」という項でも、担い手への集積を行う際の留意点を、区画計画等との関係で詳細に解説しております。一応既に記述されていると判断しまして、現行どおりにしております。

11 ページの下に[8]というものがあります。これは用水計画ですが、「3.2 事業計画作成の手順」の中の「運用」と「解説」の文章中に、「用水計画」を追加すべきではないかという意見がありました。

これにつきましては、備考に記載しておりますが、「土地生産性向上対策」というものの中に用水計画を位置づけておりますので、現行どおりとさせていただきます。

次に、12 ページの[9]です。これは「農業機械利用計画」の中で、「用水」を追加すべきではないかという意見です。

しかし、この部分につきましては、耕うん、整地、播種、収穫等に使用されます農作業用機械の作業効率に関連する事項を列記した部分ということで、用水は該当しないことから、ここは現行どおりとさせていただきます。

あと、同じページに、関連しますが、[10]、[11]というところで、[10]は段差の許容高さにつきまして、区画計画の中で段差の許容高さ 1～2 m ということの説明を加えるべきではないかという意見がありまして、これに関しましては「除草作業等の観点から」ということで追記しております。

その下の法高 5 m に関連した部分ですが、これについても、単に「一般的」という言い方ではなくて、アンダーラインに書いてあるように「農地保全の観点からは、極力高い法面が生じない高さ」ということで 5 m を一般的な値として提示するという形で修文させていただきました。

13 ページは農道の舗装関連の意見であります。参考資料だと 78 ページになりますが、農道の舗装に関して、再生材あるいは環境保全型舗装というものの採用を検討する旨の記述が欲しいという話と、下の方は、アスファルト舗装とコンクリート舗装の使い分け、その考え方について追記してほしいという意見であります。

まず、前段、上の方ですが、環境保全型舗装につきましては、わだち部分のみの舗装を行うような部分舗装に関する記載があります。再生材に関する記載はないということで、ここにアンダーラインが引いてありますが、ご意見を踏まえまして記載を追加させていただきます。あと、設計基準の「農道」、その中の技術書に詳しく書かれているということで、それを参照先ということで追記しております。

それから、下のアスファルト舗装とコンクリート舗装の使い分けの部分につきましては、これは計画基準の「農道」ですが、こちらに詳しく記述されているということで、これを参照先として追加させていただきます。

14 ページの[13]は、地区外排水路と流末工の整合性ということについて、記載を追加してほしいというご意見であります。この意見を踏まえまして、「排水路の形状及び構造」という項の中に、新たに「4.

地区外排水路と流末工の整合」というものを項立てしまして、アンダーラインが3行ほどありますが、この文章を追加させていただいたということでもあります。

14 ページの下の[14]は、水利用の自由度に関する記述について、事前に検討すべき事例や事前にチェックすべき事項などについて記載してほしいという意見であります。

水利用の時間的集中に対応するために設ける自由度の考え方につきましては、計画基準の「農業用水(畑)」の技術書に詳しく記述されているということでもありますので、この部分を参照先として追記させていただいております。

15 ページの[15]は、局地気象情報システムの構築とか、かんがい施設の観測・自動制御システムの構築といった記載をしてほしいという意見が出されております。これにつきまして、備考に記載しておりますが、かんがい施設の観測・自動制御システムの構築に関する内容につきましては、用水計画の中の「かんがい労力」というところがありますが、そこに既に記載しているところでもあります。ただ、局地気象情報システムの構築に関しましては、関連する記載がないということで、「かんがい労力(3)」の文章に、ここに2行ほど書いてありますが、「また」以下の記述を追記させていただきました。

16 ページの[16]は、工事終了後の維持管理に関連して、管理対応の手法等について、これは技術書で示してほしいということで要望が出ている意見であります。

この点につきましては、維持管理計画の作成に当たっての有効な情報になると考えられますので、今後、技術書の中で記述を充実させてまいりたいと考えております。

どういうポイントがあるかというのを対応方針の中に、1から4まで挙げております。

次は、最後になります。17 ページです。これは施設計画の中で生態系や自然環境に配慮した資材の利用についても記述が欲しいという意見をいただいております。

これにつきましても、今後、技術書の中で記述を充実させていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

田中小委員長

どうもありがとうございました。

ただいま説明いただいた基準の改定につきましては、この技術小委員会で取りまとめた後、3月23日に開催予定になっております第7回農業農村整備部会に報告いたします。

さらに、部会において審議していただいた後、農林水産大臣へ答申される予定になっております。

それでは、ただいまの内容について、ご自由に発言をお願いいたします。

四方専門委員

前回ちょっと失礼をいたしましたのですが、今回、最終的な案を見せていただきまして、特に環境関係の記述が、新しい今の時点にとってかなり充実した記述をしていただいたこと、それから、私の関心事項でいいますと、鳥獣害の問題とか土層改良の問題についてもきちんと書いていただいたことで、非常にありがたいと思っております。

これは毎回、実はこういう機会に私は申し上げていることなんですけど、設計基準等を改定いたしまして、現場にいたしますと、こういうふうに変ったということはいくわけですが、どういう趣旨でこういう改定をしたのかということをご丁寧に現場の担当技術者に伝わるようなご指導をいただければありがたいと思っております。

それから、極めて細かいことで、前回欠席したということもありまして、今になって恐縮ですが、参考資料の12ページのところで、「1. 資料の収集(1) 現況資料」の[4]「土壌図」の括弧の中に「都道府県

農業試験場作成」と書いてありますが、実はここ 10 年来、農業試験場という試験場がほとんどなくなりましたので、今回直していただくのであれば、「都道府県農業関係試験研究機関作成」というふうに、せつかくの機会ですから直しておいていただけたらと思います。極めて細かい話で恐縮です。

以上でございます。

田中小委員長

どうもありがとうございました。

竹谷専門委員

私も、前回欠席ということでございましたので、少し初めの方に意見を述べさせていただきます。

幾つかあるんですが、最初に、先ほどの 12 ページに続く 14 ページのところ、「農村環境に関する概査」という項目が新たに入ったということですが、これは 10 ページを見ますと、その図の流れには記述されておりませんので、後で付加されたという説明を聞いておまして、入れる必要があるのではないかと思った次第です。

それから、用語の問題が幾つかあるんですが、例えば、「早期に」というのと「初期に」「初期段階に」というような言葉がございまして、その辺、意味合いに幅があるような感じを受けました。

また、「栽培状況」というのがしばしば出てくるんですが、栽培状況が作付体系の意味で使われている場合と、それぞれの作物の栽培期間の中での栽培状況ということで、誤解を受けなければいいかと思っております。

類似したことは、22 ページですが、パブリックコメントで、流通経路についてということに対して、22 ページの一番下に「流通実態」というのが用語として使われておりますが、多分、流通経路というのは直販かそれとも市場販売かというような意味でパブリックコメントはあったのではないかと勝手に推測しましたけれども、むしろ、より重要なのは市場動向の方ではないかと考えて見ております。あるいは、市場価格動向といった方がいいかもしれませんけれども、そのあたり、言葉の問題を感じました。

さらに、24 ページですが、ここでは「営農及び栽培状況」について記述されております。その中で、営農組織については記述はかなり細くなされているのですが、もう一方で、担い手、営農を個別的に担う、特に畑作の場合はそういうのが結構多いと思うんですけども、そのところが、全体の記述の中では隠れているように思いました。

それと関連するんですが、26 ページの一番上に、生産費、農家所得を調査するというので、これは非常に大変な作業だと思うんですが、主業農家、副業農家別にということで、こういうところはできればいいんですが、むしろ認定農家についてはかなりいろんなデータが出ておりますので、そういうのを活用できるような方向を目指した方が、計画作業効率からいうとより望ましいのではないかと考えております。

それから、30 ページですが、「営農」というところで、後でも、例えば営農の 1 つの耕区においても、30 a にすると、それが非常に細かく利用されてしまうというお話がございましたが、もう一方で、畑作農業は多様性を持ってサステナビリティがつくり出される。例えば、地域複合的な考え方ですね。それをほ場整備の場合にどう考えていくのかというのを、ちょっと念頭に置いてご配慮いただければいいように思っております。

また、35 ページのアンダーラインが引いてあるところで、「全体として生産性が最も高くなるように」ということなんですが、後で、景観配慮云々のところ、あるいは、中ほどに検討される冊子を見ますと、例えば、樹木を残すという話がしばしば登場してまいります。EU 等でも畑のランドマーク的なも

のとして、樹木あるいは境界林が位置づけられていることがありまして、そのあたり、生産性が最も高くなるかどうかという点と矛盾する可能性もあります。これをどう配慮したらいいのか。私もまだ結論がないのですが、全体の整合性を考える上では必要な検討事項ではないかと思っております。

それから、38 ページに、生産組織云々というのがあるんですが、ここで用語は「集団的生産組織」と「生産集団の組織」と、それと関連するかもしれない「大規模経営体」というのが載っております。それぞれ(1)(3)(4)のところで記述されていまして、用語に意味があるのかどうか、そのあたり、考えていただければと思います。

先ほど、農業機械利用計画にかかわって、パブリックコメントで用水を入れるべきではないかというのがあったんですが、「(2)農業機械利用計画」の中には「機械施設」、つまり、機械だけではなくて施設が入っているということからしますと、畑かん等の施設の作業効率を高めるとのこと等を考えて、用水も関連する事項に入ってくるのではないかと思います。

それから、46 ページは、作物の選択をする際に、ここでは技術的、自然的、担い手等の要件が考慮されているわけですが、やはり市場動向、消費者ニーズは避けて通れない項目ではないかと思えます。

さらに、68 ページにほ場の規模が書かれておりますけれども、最近、畑作地帯を回っておりますと、かなり規模の大きな畑作農家が、野菜を含めてあります。5ha、10ha、場合によってはそれを超えるような規模の経営体が生まれてきていることからしますと、50mというのは限界と書くには少し問題があるのではないかと思います。該当する農業者もたくさんいるというのはもちろん事実だと思うんですけども、限界と書いていいかどうかというところ、ちょっと検討いただければと思います。

加えて、104 ページに、換地のところがいろいろ書いてあるわけですが、先ほどの環境配慮、例えば一本杉なり境界林等を考えますと、とりわけ一本杉等については、換地にも相当影響を持ってくるのではないかと思います。環境を配慮した場合に、換地にどういう検討項目が浮かび上がってくるかというときにご配慮いただければと思います。

以上です。

富田資源課長

たくさんいただきましたが、検討させていただくということで。

田中小委員長

ほかにご意見ございませんでしょうか。 それでは、時間の関係もございまして、この技術小委員会としましては、ただいま出されましたご意見を踏まえて、本案を修正した後、技術小委員会報告とさせていただきます。

修正につきましては、委員長の方にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田中小委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針(最終案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

角田事業計画課長

私の方から説明させていただきます。

資料 2 1と2 2でございます。

資料 2 1の方は、前回、委員の先生方からいただきましたご指摘、それから、この前、技術指針の2次案についてパブリックコメントにかけましたので、そのパブリックコメントから出てきた意見、それについての対応方針ということでまとめてあります。資料 2 2の方は、それらを踏まえた最終案ということで、きょうご議論いただければというものでございます。

最初に、資料 2 1の1ページをお開きいただきますと、「パブリックコメントについて」ということで、総括的に整理しております。前回の第2回の技術小委員会で、委員の先生方から、件数としては11件のご意見をいただいております。それを踏まえて修正した案につきまして、パブリックコメントを1月11日から2月10日にかけて1カ月かけました。そうしたところ、全体で116件の意見をいただきまして、内訳としては、個人の方、民間会社の方、県、緑資源機構といった行政機関を含めて、ご意見をいただいたというところでございます。

2ページに、こういったご意見を踏まえてどのような修正を行ったかということでございます。大きく3点ございまして、1つは、景観の視点を追加している。これは前回、藤本委員、遊磨委員の方から、環境配慮対策決定の比較検討の要素に生態系ということを中心に書いておりましたけれども、景観という視点も追記すべきではないかということと、環境配慮全体における生態系の視点と景観の視点を結びつけるような表現が必要ではないかというご意見がございましたので、それを踏まえた修正を行ったところでございます。

2点目は、ミティゲーション5原則のところでございますけれども、今回この技術指針の中で、注目すべき生物から保全対象生物というものに絞り込んで配慮対策を行うということを書いております。その際に、ミティゲーション5原則の適用ということでございますけれども、ノーネットロスの考え方についても触れておくべきではないかということでございます。指標となる自然がどこかで劣化すれば、それと同様の視点をどこかで増やすという考え方でございまして、その趣旨を踏まえて修正を施したところをご説明していきたいと思っております。

3点目は、前回の2次案ではまだ十分ではなかった工法等詳細設計につきまして、若干充実を図ったところでございますので、それについて、資料に沿ってご説明していきたいと思っております。

あと、パブリックコメントで非常にたくさんのご意見をいただいて、大変ありがたいと思っておりますけれども、全体で116件という大変多くのご指摘をいただいておりますが、句読点とか字句のご指摘という細かいものもいろいろありましたので、そういったところを除いて、全体で56件に整理いたしまして、3ページ以降、修正箇所を整理しております。

これは少し細くなりますので、ごらんいただくということにいたしまして、そういったことも含めて、最終案の方で、修正した箇所について総括的にご説明していきたいと思っております。

資料 2 2をごらんいただきたいと思いますが、まず4ページでございます。

第2章の「農村地域の特徴と生物多様性」という章がございましてけれども、「解説」の「農村地域の特徴」のところ、ご指摘いただきました生態系の話と景観の結びつきに少し触れていくということで修文を行いました。具体的には、「わが国の農村地域では、水田等の農地の他、用排水路、ため池、二次林といった多様な環境が、農業の営みを通じて有機的に結合し、多くの生物を育む環境や良好な農村景観を保全・形成してきた」ということで、景観のことについて触れたということと、それから4行ぐらい下に、「さらに、レンゲやアブラナ、ヒガンバナ」等々、そのほかの表現がありますけれども、こういう形で美しい景観を形成してきたという記述を追記したところでございます。

次に、ちょっと飛びまして41ページでございます。

「4.2.4 環境配慮対策の検討」ということで、「2. 環境配慮対策の検討」の(1)に「ミティゲーション5原則」がございます。ここに、ご指摘いただきましたノーネットロスの考え方について触れるべきではないかというご意見を踏まえまして、「また、これらの優先順位を踏まえた対策を適切に組み合わせ、保全対象生物が生活史を全うできるように生息・生育環境の量的・質的な低下を防ぐことが重要である」という記述によって、ノーネットロスの考え方をお示しているという対応をとったところでございます。

次の42ページでございますけれども、(3)に「環境配慮対策の設定」というところがございます。ここにおきましても、「エリア内において、事業による影響予測結果等を踏まえ、生物の生息・生育環境の『広がり(量)の確保』と『質の向上』を図る環境配慮対策の案を作成する」。つまり、環境配慮対策の案をつくる際に、量と質の確保というものの1つの考え方をお示したということと、その下に「次に、複数案について、関係者の意向を踏まえて、農業生産面、維持管理面、経済性、景観面等から比較をし、農業生産性の向上と環境保全が両立するよう絞り込む」とありますけれども、ここには「景観面」という表現を入れて、景観の視点も入れて比較案を絞り込んでいくという考え方を記述いたしました。

45ページで、今の表現に引く参考資料でございますけれども、「生物の生息・生育環境の広がり(量)と質について」というところで具体の事例を示しておりますが、この上の記述のところにも、今言いましたようなノーネットロスの考え方を追記したという対応をとっております。

46ページでございますけれども、これも参考資料で、環境配慮対策の比較検討を行って、案を絞り込んでいくというプロセスを解説した部分でございます。これはまさに先般ご指摘いただきましたとおり、生態系の視点、それから農業生産面、維持管理面、経済性といった視点で、この3つの案を選んでいくというプロセスを解説しておりますけれども、その中に、景観面という視点を書き加えまして、そういったことも含めて、最終的には「案3」に絞り込んでいくというプロセスを例示としてお示するような記述ぶりに変更したところがございます。

それから、54ページ以降、設計、施工のパーツになるわけでございますけれども、この項の58ページ、設計、施工におきまして、ネットワークの種類を、水路における生物のネットワーク、水路と水田を結ぶネットワーク、3つ目が水田と水路と樹林地、この3つを結ぶネットワーク、4つ目がため池周辺、5つ目が緑地帯というふうに5つのネットワークに分類いたしまして、それぞれのネットワークごとに移動経路の確保と生息・生育環境の確保という役割、それに応じた対策工法という形で、体系的に整理をいたしました。

そして、それに基づいて、59ページ以降、設計の際の工法の留意点というのをずっと示してまいりまして、おおむねこういった整理でよいのではないかというご意見をいただいているところでございます。73ページ以降、工法などの詳細設計につきまして、前回までの記述では、まだ十分意を尽くしていないところもございましたし、また、いろんな施工事例を若干盛り込んで、現場においてより使いやすいものにしていこうという観点から、この記述をかなり充実させました。

したがって、その点について少しご説明をしていきたいと思っております。

例えば、73ページは「水路における生物のネットワーク」。つまり、水路の上流、下流を通じて生物が移動する経路の確保についての考え方をずっと記述しているわけでございますけれども、例えば、74ページの真ん中あたりに、魚が移動しやすいような魚道の設計の考え方の基本というものを、図を使って充実を図っています。

76ページは今回新しくつけ加えたものでございますけれども、水路に落差があると魚が遡上できないという問題があって、それに対して具体的な対策をとった事例をご紹介させていただいております。

これは栃木県の西鬼怒川地区というところで実際になされた設計、工法の考え方をご紹介しているものでございまして、ここは既に70cmの落差があって、魚の移動が分断されている。したがって、そこを何とかしたいということなのですが、この水路に生息する魚というのはウグイなどの遊泳速度の大きい魚と、ドジョウなどの遊泳速度の小さい魚がいる。両方が上れるようにするための工夫ということでございまして、つまりは傾斜を水路の右側と左側で勾配を変える工夫をしていく。そして、粗石を配置するわけですが、その粗石の配置を工夫して、同じ水路の中で流速の速い部分と遅い部分を同時に出現させる。それによって両方の魚が遡上できるような工夫をしたという事例であります。

そういう工夫をして、施工後の状況についても検証していくということでございまして、両方の魚類が遡上できることが確認されたということでございます。

一方、粗石を配置するわけですが、そこにいろいろ草がくっついて、管理が大変だとか、そういう問題点もいろいろわかりましたので、それに対する配置方法の改良なども行ったという事例を紹介させていただいております。

それから、78ページに、今のは移動でしたけれども、今度は生息・生育環境の確保ということで、ここについてはいろんな瀬だとか淵、そういったものを設けて、水路の中に魚類が生息できるような環境を創っていくという考え方でございます。

これも具体事例をお示ししております、80ページでございますが、これは国営事業で、長野の安曇野地区で行っております。かなり大きな排水路なんですけど、そこに水制工といいますか、石を配置して瀬とか淵を設けていく。その瀬や淵を設ける基本的な設計の考え方等もここで示しております。その結果、魚類の生息数も増えてきたという確認もできたという事例をご紹介しております。

82ページは、水路と水田の移動のネットワークということでございます。

これは水田魚道ということで、排水路と水田を結ぶ魚道をいろいろつくっていくという考え方でございますけれども、事例も大分出てまいりましたので、勾配はどれぐらいにしたらいいのか、あるいは魚道の形状といったものについて事例をお示した整理をしております。

86ページでございますけれども、水田における生息・生育環境の確保という視点で少し追加した記述でございます。できれば遊休農地とかそういったところをビオトープ化して活用していくことを推奨していきたいと思っておりますけれども、その際の管理の問題があるということでもありますとか、例えばここに事例がありますとおり、北陸地方ですと、水田の周りに小水路を設けて、そこで冷たい水を一時的に温めるという仕組みもあって、それが生息・生育環境に役立っているという事例もご紹介しております。

87ページに、水田、水路と樹林帯とのネットワーク。これは水田のそばにある樹林帯との間をカエルが移動するというのは非常に一般的なのですが、その水田と樹林帯の間に水路ができますと、カエルが全部落ちてしまう。そういう対策としてスロープをつくるんだということを以前はお示していたわけですが、まずそのスロープをつかって脱出できるという前に、落ちないようにすることが大事なんだというご意見がございまして、それを踏まえて、まずはネットワーク経路になるところについては、落下防止の蓋掛けなども考えるべきではないかということをお示ししております。

実際の事例として、同じく栃木県の西鬼怒川地区では、樹林地と水田の間にこういう木の蓋を掛けましたところ、カエルの生息域が爆発的に拡大したということも確認されておりますので、こういった事例も参考にいただければということでございます。

こういったような施工事例を散りばめながら、わかりやすいものに工夫したということと、最後に、105ページでございますけれども、今回の技術指針に当たりまして、言葉の解説集を後ろに付けさせ

ていただきました。特に 112 ページのミティゲーションという語句がございますけれども、この中にも、先ほどのノーネットロスの考え方というものを若干付記させていただいたところがございます。

それから、114 ページ、115 ページにかけまして、この技術指針を取りまとめるに当たって参考とした文献なり、引用文献のリストを整理いたしまして、さらなる情報源に当たっていただくという便を図ったところがございます。

以上でございます。

田中小委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容についてご自由にご発言をお願いいたします。

遊磨特別委員

10 点ほどあるんですが、資料 2 2 の5 ページに表があります。ほとんど表現的な問題が多いんですが、例えば5 ページの表の左の段の真ん中辺というんですか、里地里山の管理放棄による獣害の問題で、「個体数あるいは分布域の著しい増加」とあるんですが、さして著しくなくても被害は増えるということがあるので、特に「著しい」というのは要らないのではないかとということです。

それから、一番下の左側ですが、農薬による生物の減少、人体への影響で、また「農薬等による」という表現があるんですが、何か違いがあるのかなと、ご検討ください。

同じ表の右の段、ここが気になる重要なポイントの1つなんですけど、真ん中辺に「ため池の」と「里地里山の」というのがありますが、「多様な主体」という言葉がここに出てきます。ところが、僕が探し損ねたかもしれませんが、4 ページ、5 ページあたりに「多様な主体」ということに関して何ら説明がないんです。実は、後ろの 51 ページの方にその説明らしきものを書いてありまして、真ん中の「2. 検討に当たっての留意事項」に「多様な主体」という言葉が出てきます。

ところが、「多様な主体」は何かと、実はこの段落の中でもよくわからなくて、その3行後には「このため、事業主体は」と別の言葉が出てくるんです。一体これは何なのかというのは、恐らくいろんな地域の方々に参加していただきたいという意図だとは思いますが、これはちょっと表現をうまくしておかないと、事業主体なのか管理主体なのか何なのかというところ、これは用語の問題だと思うんですが、うまく使い分けておかないと、特に最初の方でいきなり出てきたらわからないんじゃないかなという気がしました。

同じく、また5 ページなんですけど、戻らせていただきまして、右下に「環境保全型農業」という言葉が出てきます。これは、僕が門外漢だからぴんとこないのかもしれませんが、これも後ろの 107 ページのところの説明があったんですけど、ここにいきなり「環境保全型」というのが表の中にポンと出てくると、何だろうというような気がするんです。コメントが要るのか表現を変えていただくのか。実際に農業に携わっておられる方でわかるんだったらいいかもしれませんが、こういう用語ではちょっとぴんとこないという気がしました。

それから、次へ行きます。8 ページなんですけど、これは先ほどのパブリックコメントの説明の中でちょっと出てきたんですけど、生物の名称ですね。右側の9 ページのところヤマアカガエルがそのまま残されたんですが、左側の方は「アカガエル類」になっているので、ここは統一していただきたいというのと、同じく左側の真ん中辺ですかね、「ため池とため池を利用するもの」でトンボ類の話が、これはこういう表現でいいのか。ため池とため池の周辺とかそんな意味なんじゃないかということです。

それから、9ページ。大変細かいことなのですが、[1]～[4]の生物、左側の表の順番にそのまま合わせられたらどうかと思いました。

次へ行きます。21ページ。先ほど、後ろの方のいろんな工法の表を詳しく説明していただいて、そこには載っているんですが、21ページの影響例で、例だから入れなくてもいいという考え方があるかもしれませんが、真ん中の「ほ場整備」のところに、畦の減少というのをぜひ入れていただけないかなと。例えば、「区画整理」の「表土はぎによる」、これは後ろの方のカラーのきれいな表では、畦の話がちらっと出てくるんですが、畦の減少というのは、生き物にとっては重要な問題ですので、ここにもちょっと盛り込んでいただいて、影響を受ける生物のところも、越冬場所とかそういうのを入れていただきたいなと思います。

あと、4つほどあるんですが、23ページの上に、これは例なんですけれども、パブリックコメントの訂正のところでも、ヤマメとかいうのをどういうふうにするかという扱いが多少あったんですが、これは盆地の中心部にある排水路できれいな水、ヤマメというのはいかにないんですね。それから、水田にゲンジボタルというのも私にとってはいかにないんです。ゲンジボタルは水路の方なので、ですから、事例等を検討ください。

少し先へ進みます。54ページなんですが、これもちょっと大きな問題。きょうは冒頭に景観のことを大きく取り入れていただいたのは大変ありがたいことだと思うんですが、54ページの実際の設計のところには景観のことが一言も出てこなかったのではないかなという気がします。同じことが69ページの設計に関する事例のところにも出てくるんですが、こういうところに実際に出てこなくてはほとんど意味がないのではないかな。設計の段階で飛んでしまっただけでは困るというように思いました。

最後です。大変細かい問題なんですが、81ページの下に整備後の状況というのがあって、真ん中に整備後に、「ウグイの他、アブラハヤ、ニジマス等が確認され、数も増えており」といいような表現なんですが、多様な流れをつくった割には、相変わらず流水性の魚しか上がっていないなということと、外来種のニジマスが上がっているのはどうかと思いますので、この辺は種類の名前なり、書き方をご検討ください。

以上、長々と済みませんでした。

田中小委員長

どうもありがとうございました。

何かコメントございましたら。

角田事業計画課長

たくさんご意見をいただきましたので、検討、整理させていただいて、またご相談します。

田中小委員長

ほかにご意見ございますでしょうか。

細谷特別委員

生き物の話、遊磨先生がほとんど話されたので、私は生き物の話題についてで補足させていただきたいと思います。

まず、前回騒いだ甲斐があって、ミティゲーション5原則、ノーネットロス、非常によく書かれて、言い方は悪いですがごまかされたというか、非常によく書いていただいたということの評価したいと思います。

きょうはそのお話は置いておいて、ネットワークのお話に入りたいと思うんですが、58ページ。この中で、水環境、水系ネットワークのお話を幾つか類型化されているわけですが、水路と水田、農道と出ているんですが、一番最初のところに「水路における生物のネットワーク(主に魚類)」、当然そうなんですが、魚に限りますと、もっともっと絞り込むと、排水路と河川本流との関係ということになりますので、場合によっては1つ項目を作ってもいいくらいな大きな課題ですが、このままでは単純に水路の中の一例として位置付けられますので、これをもう少し具体化させるか、あるいはもう1つ項目をつくって排水路と河川本流との関係、こういった事例を出されるといいんじゃないかなと思います。

後ろの方では、本流について、水谷先生の事例が出ておりましたね。76ページ、77ページ以降、展開されてはいるんですが、それを利用するにしても、もう少しつながりがあるように、唐突感がないように補っていただけたらと思います。

ちなみに、76ページですが、これは水谷先生のオリジナルから引っ張ってこられたと思うんですが、上の方の参考事例、大きな四角の両括弧の[1]のところがございます。「工法の設定」の中で、皆さん、考えていただきたいと思うんですが、遊泳速度が大きいウグイやヤマメ、遊泳速度の小さいドジョウはわかりますが、何でカワムツが遊泳速度が小さいのか。むしろ、ウグイやヤマメとほとんど変わらないということですから。おまけに、細かいことで申しわけありませんが、これは関西からの外来種ですから除いてしましましょう。「ドジョウ等の遊泳速度の小さい」ということで。

それから、あとは小さいことです。ただし重大なことなんですが、5ページ目。環境配慮の事例が幾つか出ていますが、大事なことと申し上げているのは外来種の問題です。これは何も環境省、国土交通省が扱うだけじゃなくて、農林水産省も非常にかかわり合いがあるわけですが、その四角組みのオオクチバスのところの記述の対策例ですが、「ため池の池干し等による外来種の駆除」、これはもっともなことです。これがため池の方の実際の事例、後ろの方にため池の管理のところでありましたね。88ページ。

今のページと88ページのため池のネットワークの事例ですが、このネットワークは非常にポジティブなとらえ方をしていますが、ため池の水抜きをしたときに外来種が非常に拡散するということが頻繁に起こっています。要するに、ため池をリセットさせる点ではいいんですが、ここから下流域に一挙にブルーギルとブラックバスが広がって分布域を拡大しているという現状がございますから、今の88ページに、一番最後に[5]として、外来魚が拡散しないような記述を1項目設けられたらいいかがでしょうか。水抜きの際には、比較的大きな目で網目を張るなどして、下流域への拡散を防止することが望まれるというようなことであると同時に、5ページ目のさっきのところ、「ため池の池干し等による外来種の駆除」にもう1つセンテンスをふやして、水抜きに伴う拡散防止、あるいは悪がきがいるでしょうから、密放流防止に努めるとか、そんなことで整合されたいかがでしょうか。

細かいことで済みません。以上です。

田中小委員長

どうもありがとうございました。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。ご意見ございませんようですね。それでは、このあたりで本件についての議論を閉めさせていただきます。

当技術委員会としましては、ただいまのご意見を踏まえて、本案を修正した後、技術小委員会報告とさせていただきます。

修正につきましては、私にご一任させていただきますでしょうか。 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き(2次案)」について、事務局より説明をお願いいたします。

角田事業計画課長

それでは、資料 3の「農業農村整備事業における景観配慮の手引き(2次案)」をお願いいたします。

最初のページを繰っていただきますと、「目次」ということで、第1章から第7章までございます。前回の委員会で第1章から第7章まで、一度全体像をお示しして、ご意見をいただきました。その意見を踏まえて修正を行ったということでございます。それと、第7章の設計と施工につきましては、前回の段階ではまだ十分な記述ができておりませんでしたので、今回そこについてかなり書き込んだということでございます。

そういう意味で、前半部分につきましては、修正点を主に説明し、そして、第7章の新しく追加して記述した部分については少し重点的に説明をさせていただきたいと思っております。

それと、「目次」の下のところに、参考資料、コラム、参考文献について書いてございますけれども、参考資料、コラムについては前回は本文の中にいろいろちりばめて、いろんな情報の提供なり、識者のご意見などもご参考にしてということで編集してきたところでございますけれども、今回、各章ごとに参考文献を取りまとめて、さらなる勉強をしていただく参考に活用していただくという視点で参考文献をまとめたということをつけ加えさせていただきます。

それでは、具体的な説明でございますけれども、まず8ページでございます。

「農村景観を形成する要素と『水』と『土』が果たしてきた役割」ということで、これは第2章において、「農村景観の特徴と農業農村整備の展開方向」という基本方針に属する部分を説明したところでございますけれども、この8ページの表現において、先般、河地委員の方から、土についての表現はあるけれども、水についての記述が薄いのではないかというご指摘がございましたので、そういった表現を追加したということと、特に農村の景観要素の概念図がございますが、その中の「自然・地形」の中に河川、湖沼でありますとか水辺、そういう要素をきちっと書き込んだというのが修正点の1つでございます。

それから、9ページに、同じく水の視点ですけれども、これは田中小委員長の方から、ため池についても少し補強したらどうかというご意見をいただいておりますので、ため池の事例を、写真も含めて少し整理させていただきました。

次に、14ページにまいりまして、今度は第3章でございます。

「農村景観の保全、形成の基本的な考え方」ということでございまして、ここは先ほどの技術指針とちよっと重複する部分でありますけれども、景観の保全と生態系の保全を少し結びつけた記述をこちらの方でも強化したらいいのではないかというご指摘がございましたので、14ページの真ん中あたりに、「農村に必要な機能を備えた空間としての農村景観」というのがございますけれども、ここに、人間の生存に必要な機能を充足することが必要だという解説の中に、『生物の多様性の保全』という表現を入れまして、そういった趣旨を踏まえた記述にしたいと思っております。

同様に、15 ページの上の部分でございますけれども、「(2)農村に必要な機能を備えた空間の保全と形成」においても、「地域資源を生かしながら、自然と共生する環境づくりを進めるなどの取組を行うことが必要である」という記述を少し補強いたしました。

それから、16 ページでございますが、「造形的視点から見た農村景観」というパーツでございます。

ここは、先般、小林委員の方から、昔の日本は循環型社会であり、その結果として「用の美」というものが実現できたけれども、今の日本で農業自体が変わっていく中で、どうしたらそういう美しい景観づくりを進めていくのか、そういう進め方を検討してほしいというご意見をいただいております。それにつきましては、小林委員ご指摘のとおり、昔の日本は地域のいろんな素材を効率よく使って、農業生産や集落形成を行ってきたので、必然的に統一感のある洗練された農村景観が形成されてきたということ(1)を書いて、しかし、(2)のところ、現代においては、それで「用の美」が必然的に形成されるということではない。つまり、現代社会ではいろんな技術や手段が多様化してきているので、そのままでは機能は充実できても「用の美」は期待できないという面もあるので、それらをコントロールする手法として、造形的な考え方をういて農村景観の美しさを保全、形成する必要がある。そういう造形的な視点というものをここに記述して、そういったことが重要であるということを示したところでございます。

その観点で、17 ページに「農村に必要な機能」と「造形的な調和」というのが2つ相まって、美しい農村景観を生み出していくのだということなんですけれども、特に「造形的な調和」というところで、「空間的な観点からの調和」と「時間的な観点からの調和」に分類いたしまして、要素を少し整理して記述したという変更を行いました。

次に、18 ページでございますが、今度は景観のとらえ方としてのいろんな基本的な手法の問題でございます。

「景観における『図』と『地』の把握」というのがありますが、前回、「地」というのは認識されないものという表現にしていたんですけれども、これはそうでないという藤本委員からのご指摘もいただいておりますので、「地」というのは認識されにくいものという表現に修正をさせていただきました。

次に、40 ページでございます。

今の「用の美」のところとも関連いたしますけれども、40 ページの「景観への配慮の取組姿勢」で、特にこの手引きを実際に活用してもらうのは現場の農業農村整備事業に携わる計画者なり設計を行う技術者なりということですので、そういった人たちが景観への配慮に取り組んでいくための基本的な姿勢というものをここでまとめております。

その中においても、「用」「強」「美」の思想というものをもう一度記述するということと、そういった「用」「強」「美」の思想というのは、古代ローマ帝国時代からあって、ずっと議論されてきた、まさに永遠のテーマであるということ(41 ページの欄外のところで少し補強しております。

それから、「景観配慮に取り組む技術者の姿勢」をずっと書いておりますけれども、それに新しく追加したこととして、41 ページの[4]に「景観に関する技術の習得」ということで、景観予測資料の作成などの技術を習得することとか、専門家と協力していかなければならないということを追加して記述させていただきます。

次に、66 ページでございます。

「基本構想のとりまとめ」でございます。景観配慮の基本的な構想を取りまとめる手順を整理した項でございますが、ここに関して、先般、小林委員の方から、景観には大景観、中景観、小景観とあって、中景観、小景観についてはかなりいろんな考え方が整理されているけれども、大景観について、もう少し配慮の考え方、事例などを補強できないかというご指摘がございました。

主に、大景観については、調査なり計画の中で対応することになるわけですので、計画段階でその地域の景観配慮の基本構想を取りまとめていくということが大景観に対するベースになるのかなと考えております。

そういう意味で、ここを少し充実させようということで、67ページにございますとおり、地域全体の景観保全構想のとりまとめの事例ということで、これは山梨県の勝沼地区の事例を少しお示して、地域全体の土地利用のあり方とか、それによる景観の形成といった考え方を整理してみたところでございます。

以上が主なご指摘に対する修正点ということでございます。次に、82ページ以降でございますけれども、前ははまだ十分な記述がなされておりました設計、施工の考え方、第7章でございます。ここについて少し補強いたしましたので、ご説明していきたいと思っております。

82～83ページに、設計の進め方のポイントを書いてございますけれども、84ページのフローを見ていただいた方がわかりやすいと思っておりますので、84ページをお開きください。

設計段階におきましては、まず計画段階で景観配慮方針というものが決まっておりますので、計画段階で決まった方針を受けて、設計段階でどうしていくかということになるわけです。最初に、景観設計の検討ということになります。計画段階で決まった粗々のデザインの考え方を踏まえまして、地域のデザインコードなどを手がかりにして、空間的、時間的な観点から設計を検討していく。それによって、整備する施設、あるいは、ほ場整備であれば面の整備ですけれども、そういった整備対象の規模・配置、形、色彩、素材といった要素について設計を進めていくというのが手順になるかと思っております。

そういう検討によって複数の設計案をまとめる際には、予測画像などの手法を使ってまとめていくということでございますが、幾つかの案をつくりましたら、それを地域住民や専門家にお示して、さらに案を絞り込みつつ、最終的には地域の合意形成のもとで、どういった景観設計をしていくかという合意形成を図って決めていく。そういう手順をここで少し解説していきたいと思っております。

そういうことで設計がまとまりましたら、施工、維持管理ということになるわけですが、今の段階ではなかなか施工なり維持管理まで、十分な記述がまだできない部分もございますので、簡単な記述にまとまらざるを得ないということをご理解いただければと思います。

85ページ以降、「景観設計の検討」ということで、そのポイントを整理しておりますが、まず景観設計の検討でいえることは、整備する対象と周辺景観が一体だということで検討しなければならない。ばらばらにやっては周りとなじまない変なものになるとか、協力して一体的にやらなければいけないということと、その際の視点としては、空間的な観点と時間的な観点からの検討が必要だということを85、86ページにかけて記してあります。

87ページに、1つの具体例として、前に計画段階でも同じような、ファームポンドの配置をどうするかという事例をお示しているところでございますけれども、計画段階で、この図の上にありますとおり、景観配慮計画が固まるわけでございます。この地域ですと、例えば、屋敷林というデザインコードがあるので、そういう地域の状況に合ったファームポンドの配置はどうかとか、あるいはそれを修景、美化していく考え方がありますとか整備のイメージというものを計画段階で概定した。それを踏まえて、今度の景観設計においてどうしていくかということデザインコードを手がかりに、空間的調和、時間的調和を踏まえて、そして景観設計要素である規模、配置とか形、色彩、植栽というものを検討して、最終的には下の設計案のような形に修正していくというプロセスをまとめたものでございます。

上の計画段階のものと比べていただくと、ファームポンドの高さをかなり低くしたということでありますとか、幾つかそういう修正といえますか、設計段階において、さらに内容を高めるようなものが出てくるという事例でございます。

88 ページに、景観設計の視点として、空間に関する造形的調和と時間に関する造形的調和ということで、その調和の視点というのが幾つかあるわけございまして、その辺の考え方を整理したものをつけております。

89 ページに、規模とか配置の検討、具体的に大きさのバランスが悪くないようにとか、例えば、地域で重要な鳥居があれば、その鳥居が見えなくなることはないように、視認性といいますか、そういったものを確保するような考え方でありますとか、90 ページ、91 ページには、どういう高さや距離の関係が一番いいのかという考え方の理論がございましてけれども、そういったものを紹介しているところでございます。

さらに、92 ページは形の検討。

93 ページは色彩。余り明度の高くない、どちらかといえば明度の低い色彩が好ましいということでございます。

94 ページには、色彩コントロールの考え方として、これは富山県の例でございましてけれども、公共事業を実施する際に、色彩コントロールの考え方などをまとめたものがあるようございまして、地域地域でこういったものが今後できるといいのかなということでございます。

95 ページには、素材の検討。できるだけ自然の素材、その地域で出てくる素材を使うことが地域の景観になじむということを整理してございます。

97 ページにおいては、植栽、盛土の検討でございますが、先ほども少しお話がございました地域のランドマークとなるような鎮守の杜だとか、あるいは目印になるような樹木でありますとか、そういったものはできるだけ活用して特徴ある景観をつくっていくことが重要ではないかということについて触れております。

さらに、98 ページ、99 ページには、そういった樹木などの配置の考え方でありますとか、それから、入り隅みの空間といった、少しくぼみを設けて、そこで空間をつくって安心感を与えるという考え方についても説明しています。

その上で、あとは景観設計ということになりますので、いろんな自由度をどう確保していくか。具体的には、景観シミュレーションなどの手法を活用するというのを 101 ページ、102 ページに例をお示しし、103 ページに、その結果、景観設計案というものができるわけですけども、設計案を作成した後、104 ページに、これを地域住民の方とか専門家の人と一緒に議論しながら、最終的な景観設計案をまとめ上げていく、こういう手順について、一連の流れで説明しているところでございます。

最後、106 ページに、施工、維持管理についてでございますが、設計段階でまとめたものが施工段階にきちっと引き継がれるような情報の伝達をきちんとやるということとか、維持管理に当たっては、日常的な清掃等の管理というのが重要であって、そのためにも計画設計段階から、地域住民と一緒にこのものをつくっていかないと、後の管理がうまくいかないことがあるということについても整理しつつ、この手引きということで一応まとめをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

田中小委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきましてご自由にご発言をお願いいたします。

四方専門委員

私から1点お願いをいたしたいと思います。

今回非常によくまとめていただいております、特に調査段階、計画段階については豊富な事例が参考資料ということで記述され、現場でも非常にわかりやすい手引きになっているのではないかと思います。

106ページ、107ページにかけて、これはたしか前々回に私からもお願いしたかと思いますが、維持管理を1章設けて、非常に重要なので書いてほしいということで、1章設けていただいたことはまことにありがたいんですが、やはり景観の維持にとって、維持管理、営農も含めてだと思っておりますが、非常に重要だと思っております。

については、これはなかなか難しいかと思うんですが、ぜひ景観に配慮しました整備を行いまして、営農を含めて、維持管理をうまくやっている事例を1事例なり2事例なり、参考資料として載せていただけないだろうかとお願いいたしたいと思います。私も、どこということでは推薦できればいいんですが、例えば私が承知をしているのでは、今度、南丹市になりましたが、京都府の美山町北村では、かやぶきを維持するために、かやぶき屋根をトタンで覆わない、ほかの人には譲らないという形で、集落としての申し合わせをしている。その裏づけで、その地域で、これは前回議論があったようですが、環境保全型の無農薬、減農薬の生産物をつくって、そういう景観の保全をされているいい地域のイメージとあわせて、大規模ではないですが、農産物を販売しているという事例もある。

例えば、61ページの下の方に、地域のメリットを引き出す工夫が、今後、景観を維持する上で重要だと書いてありますが、そういう観点も含めて、景観を維持管理するような地元での意欲的な協定とか申し合わせとか、維持管理の取り組みをしているところで、メリットがあるような事例を1事例でも2事例でも、ぜひ探して載せていただければと思います。

以上です。

青山専門委員

1ページですけれども、「解説」の1の第2段落の中ほどから、「このような農村景観を特徴づけている里地里山の」云々、最後が「極めて重要となっている」というんですけれども、ここの文章表現が一貫していないように思われるんです。「生物多様性国家戦略」というのを2ページで引用されているんですけれども、これは危機が3種類あるといているわけで、それが「極めて重要」というのはちょっとおかしいと思われるので、「里地里山の二次的自然の現状は」とか何とか入れて、「……においても3つの危機の1つ、あるいは第2として捉えられているように、生物多様性を確保する上でも危機的状況に瀕している」とか、そういった方がすんなりするようには私は思いました。

それから、15ページの中ほどに、「北海道美瑛町の畑作景観」というのがあって、ここで「図」と「地」という言葉が引用されているんです。その後の方で「図」と「地」の言葉が丁寧に解説されているんですけれども、ここで出てくるとちょっと唐突な感じがしますので、ここに「3.2.1 項参照」とでも入れてもらえばわかりやすい。

それから、16ページですが、ここは例が2つ挙がっているんですが、その上のところで、先ほどご説明がありましたけれども、「用の美」というものが現在期待できなくなっているという解説の文章とこの例とはどういう関係があるんでしょうか。だから、「用の美」が期待できないんだけれども、現在残している例なのか、どういう意味合いで引用されているのかがちょっと不明であるということです。

最後、今もご議論ありましたけれども、106ページの施工のところでは、

「1.施工(2)直営施工」ということをいわれているわけですが、こういうものに関してもすべて直営施工でやるべきであるという考えなのかどうかというのが、私にはちょっとわからなかったということです。以上です。

田中小委員長

何か意見ございますか。

角田事業計画課長

ご指摘の点で修正するところは修正させていただきます。

最後の直営施工でございますけれども、これはすべて直営施工でやれということではなくて、地域住民も入って一緒にやれる部分、例えば「整備対象周辺での植樹や植栽、案内板の設置など比較的軽微な内容について」と書いてございますけれども、そういったところで可能な限り地域の人と一緒にやって整備をしたというプロセスを経ることが、その後の維持管理とか何かにおいても一体感が出てくる、そういう意味で可能な範囲においてということでございます。

小林臨時委員

この「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」の作成というのは非常に意欲的なことで、前回も申し上げましたが大変期待をしています。随分勉強していただいて、様子を敬意を表します。私も風景計画をやっていたのですが、何だか違和感がつきまとうのです。前回「用の美」ということを申し上げたのですが、その時には、どこに違和感があるのかが分からなかったので、後でいろいろ考えてみました。違っているかもしれないですが、37ページにフロー図があるのでごらんいただきたいと思います。

「景観配慮」というと、何となく施設レベルでの景観、施設のデザインだけを考えるような印象を非常に強く受けます。それで「大景観」とか前回いろいろ言ってみたのです。例えば「計画」のところでも、「景観保全の基本的な考え方となる景観保全目標を定めるとともに」とか書かれていて、多分意識はされていると思うのですが、農村のそれぞれの事業における施設レベルでの景観配慮も非常に大事なことです。せっかくここで農村の景観について取り組むならば、自分たちの生活の基盤である農村の風景をどうしたいのか、農村のランドデザインについて、地域の人たちとみんなで話し合うような中でつかみとって、それを基本原則にして、それを踏まえて各施設の景観配慮、事業の景観配慮を行うという流れがもうちょっと強く出るといいのかなという気がします。

先ほど青山先生が最後におっしゃったことも、それに通じるのかなという感じがしますが、私も何だかよく分からないなりに、違和感がずっとつきまわっているのが、「配慮」という言葉の意味合いが、私とこの原案を作成している方とに大分開きがあるのではないかという気がしているもので、その辺をもう少しご議論いただいて、よりよいものになるといいなと思って、大変期待しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

遊磨特別委員

今の小林先生のお話とよく似た話かもしれないんですが、どこというわけではなくて、むしろこの全体の流れの中で、私も勉強させていただいてかなりよくわかってきたんですけども、では具体的にどうすればいいかというところがちょっと乏しい。

先ほどの2つ目でやりました環境の調和に配慮した云々、こちらの方では、例えば生物の代表的なものを選定して、それぞれについて何か工法を提案して、比較して、そして選ぶ。どれがいいか、どう選ぶ方をするか、それはお任せですけれども、そういう事例が載っているんです。

ところが、ここはかなり総花的にいろいろ、あれも見よ、これも見よということが書いてあるんですが、例えば、代表的としてこれを取りましようとか、そういう選定の過程というのがここには全然触れられていないですね。僕は、2つ目でやったように、幾つも挙げておいて、そのうち、とりあえずここではこれを代表的に注目すべき景観だ、あるいは配慮すべき景観だという抽出を何らかのレベルで行って、それぞれに関して、ここをこういうようにしたら、その視点からはこういうように見えるけれども、別の視点からはこう見える、ほかでもこうなるよという、いろんな比較表があって比べていく、こういう形が1つ1つのステップとしてはむしろ重要で、恐らくそこで一番もめるのは抽出の過程だと思うんです。これが人によって一番違うだろうという気がするんです。エリアであるとか高さであるとか色であるとか、いろんなレベルからの抽出ができると思うんですけれども、そういうところをいかに工夫するかというのをもう1つ加えていただくと非常に鮮明になって、技術者の方々は大変助かるんじゃないかなと思いました。

角田事業計画課長

いろいろご指摘ありがとうございます。

1つは、技術指針と比べてというお話ですと、やはり技術指針の方は、過去、まさに手引きとして3カ年積み上げてきて、最初は概念的なところからスタートして、実際いろいろな地域で生態系配慮の取り組みが行われてきて、その中で相当明らかになってきた事実も踏まえて、今回、生物系のネットワークという視点で工種横断的にまとめたということでありますので、具体事例もかなり盛り込んで、どう手順でやっていくかということ具体的に今回まとめることができたなと思っております。

一方、景観の方は、農業農村整備でも景観に配慮していこうという意味では、まさにその取り組みを始めた第1歩という状況もございまして、景観といっても、農村の景観をどうとらえるのかということも、いろんな参考資料はあるんですけれども、まとまった形のものがなかなかなくて、ちょっといいわけになりますけれども、担当者がいろんな本を読みながら、まずは農村の景観、水と土というところを中心に考えてどうなのかといったような概念的な整理から始めてきたということがございまして、第1章から第4章あたりはそういった概念の整理なり基本的な考え方のところページ数も相当割いてきた。

その上で、調査、計画、設計という具体のところになるわけですが、ご指摘のとおり、具体的な手順とか何かがまだ不十分ではないかといわれれば、まさにそういう面は否めないと思っております。そういう意味では、調査、計画、設計の考え方の基本を示しただけであって、まだ具体的に手順をこうしてというところまではちょっと至らない部分もあるかと思いますけれども、まずはこれをぜひ現場で1つの考え方の基本として活用していただいて、実績を積み上げていくということで進んでいきたいと思っております。

なお、大景観という視点からすると、調査、計画部分でその考え方をできるだけ明らかにできないかというふうにも思ってまとめたところございまして、例えば、51ページあたりに、景観をとらえる視点をどうとらえるのか。視点場という手法もあるわけでございますけれども、その視点場の設定の考え方だとかそういったところについては、可能な限り、基本的な考えはお示しして、あとはその地域の中でこれをどう適用していただくか。そこは実績をこれから可能な限り積み上げていきたいなと思っております。

遊磨特別委員

事情はそれなりにわかっているつもりなのですが、先ほどの環境との調和の技術指針、こっちはかなり具体的なことが先行していて、確かに景観の方は少し出おけている感があるんですが、先ほどの技術指針が逆によくできているだけに、この中で、景観ということがどのようになるのかというのは、今の段階として手引きを使うしかないんです。

これをやってしまって、環境との調和の方をやってしまってから、しまったと後で環境の云々いっても困るので、手引きの中に、少し先行的でも、あるいはちょっと冒険的にでも何かそういうことを盛り込んでいただくのが、タイミングとしてはいいのではないかなという趣旨の発言でした。

以上です。

中野専門委員

一言、私の感じたことをいわせていただきますと、今のお話とも多少関係あるんですけども、九州の方の委員会で、これにも載っていますけれども、白水ダム、通潤橋、美しい姿が載ってまして、今の農業施設があれほど美しい芸術性を追求したものではないなど。例えば、ファームポンドのモデルの絵が、この前、私の委員会で出てきたんですけども、まだまだだなという感じの意見が出まして、そういう美的なものを追求して、それが観光の名所になるくらいの意気込みでこれに取り組んでいただきたい。例えばファームポンド、さっき隠すような感じもありましたけれども、それは難しいかもしれませんが、観光の名所になるくらいの意気込みで何か設計、計画してほしいと思いました。

それから、話が違いますけれども、先ほど四方委員がいわれたことも私感じたんですけども、参考事例があるといいという話をされまして、例えば、39 ページにフローがありますけれども、ここを見ますと、住民参加、維持管理の話で続いていますけれども、例えばこういうところに事例を絵入りで、この資料を見ますと、人の姿が写真の中に出てきていないということで、せめてここに地元参加で何かしているような事例を紹介していただくといいかなという気がいたしました。

あと、小さいことなんですけれども、47 ページ。参考資料の表がありますけれども、一番上に「自然・地形」という欄があります。これに「気象」が入っていないんです。気象というのは非常に関係深いですから、それを入れていただいた方がいいかなという感じがしました。

以上、気がついたことをいわせていただきました。

竹谷専門委員

皆さん方のお話を伺っていて、景観への期待が非常に高いというのを実感するわけですが、もう一つの側面として、こういう景観配慮あるいは環境配慮というのはコストアップの要因になってまいります。それをだれが負担するのか。通常、もちろん農産物生産が効率化されれば、受益者はかなり特定可能なんですけれども、景観あるいは環境というのは不特定多数、絞り込んだとして地域住民という格好になる。

そうすると、費用負担と受益との関係が、農業農村基盤整備事業そのもののあり方にもかかわってくるかもしれませんが、もう一遍見直しを求められる可能性があるのではないかと。むしろ農業者も含めて合意を得るためには、そのあたりのところをきちっとしておかないと、総論はみんな賛成するんですけども、いざ具体的に事業をやるかという場面で、どうしても反対がある比率が出てきてしまうのではないかと。ここで、ここでは地域住民が管理に入るとか、事前に計画段階で住民ニーズが反映できるとか、そういうところは書かれているんですけども、もう一方で、コスト負担をだれがするのかというところはきちっと考慮しておかないとまずいのではないかと。

もうちょっと踏み込んでいうと、例えば、こういう環境配慮をした場合のインセンティブを農林水産省はどう提供できるのか、あるいは都道府県なり地方自治体を巻き込んでどういうふうな形で提供できるのかということ、時代のニーズに合わせてやるわけですから、その辺まで踏み込んで、これは技術指針の中で全部盛り込めるかどうかわかりませんが、考えておくべき重要なところではないか。

さらにいえば、こういう環境の、景観を含めて修景なり再生なり創造ということだと、これは農業農村整備の枠を超えてしまうかもしれない。そういう点で、もう1つ違った検討舞台を想定しながら、これは他省庁とも関係してくるので何ともいえないんですけども、例えば景観法そのものを念頭に置いて農業農村整備をしようとする、農林水産省だけでは多分その枠を超えてしまうかもしれない。その辺のところどこに我々の責任が、それから、共管事業のような形にしていくのかどうかとか、その辺も場合によっては検討する必要があるかなということ、これを読んでいて感じたところです。

非常に魅力的なだけに、その後出てくる問題を幾つか考えておく必要があるという発言です。

齋藤整備部長

今、先生からいろいろとご指導いただきましたけれども、私どもも同様に思っておりまして、よく話題になるのが、生態系配慮とかこういう景観の場合に、受益と負担の関係をどう考えるかということだと思えます。私どももそういう問題意識を持っておりまして、すべてじゃないんですけども、例えば、生態系配慮とか環境保全に配慮した事業、これは特定の事業なんですけれども、例えば国営かんがい排水事業とか、県営事業でも、ある一定要件を課してそういうことをやった場合に、考え方を、農業効果の分は農家が負担、農業外効果の分は国、県、地方自治体で負担するというシミュレーションとか、モデル的にやりまして、そういう特定の事業においては市町村の負担を地方交付税措置で1割減にするという制度があります。

また、別の事業におきましては、先生ご指摘された、掛かり増しということが話題になるんですけども、その分について補助するような事業もございます。今いろいろとご示唆いただきましたし、今後ともそういう方向でもっともっと詰めていかなければいけないのかなと思います。

それから、あと各省との関係でいいますと、農村振興にかかわる計画を一緒につくるようなのがございます。どちらかといいますと、これまでは地域振興という視点が多いんですけども、これからは、例えば環境で生態系とか景観に配慮したような基本計画とかマスタープランを一緒につくって、地域が主体となって、今、交付金とか何かかなり多いですから、今後とも、先生がおっしゃったことを念頭に進めていきたいと思えます。

今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

藤本特別委員

いろんなご意見をいただいて、私はそれを承る立場なのかなと思って参考にさせていただきたいと思えますが、いろんなご意見に対する答えとしては、角田課長の方から言っていたとおりでらうと思えます。私の立場としては、作業を担当していただいている皆さんに大変ご苦労をおかけしているものですから、これから整理ができてありがたいなという思いであります。

むしろ、まだ未熟だということで、これから詰めていくわけですが、前の2つの議題でご指摘がございましたように、やはり土地改良事業あるいは環境配慮ですね。この部分についても景観に配慮する部分を考えていくべきではないかというご意見ですね。それをまとめていただく際に、委員長にはぜひよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

細谷特別委員

会議次第が「その他」に入ってきたような感じがあって、全体を受けて。先ほど竹谷先生からご指摘になって、齋藤整備部長がお答えになったことの繰り返しになりますが、これは私の現場の方からの意見ということで承っていただきたいと思うんですが、きょう、この後、私、飛行機で博多に飛んで、九州農政局の田主丸のアドバイザー委員会にあした出まして、あさっては新幹線で京都に戻って、近畿農政局の亀岡のアドバイザー委員会に出、年度末はほとんどそういうことばかりしております。

生態屋ですので当然の務めだと思うんですが、この場で技術指針なり手引きなり、実によくできているなど、場合によっては、私ども生態学者よりもよほど勉強されている面もあろうかと思しますので、その点では敬意を払いたいと思うんですが、実はこの方向性が、そういうアドバイザー委員会に持っていった段階で、土地改良区あるいは土地所有者、農家の意向がすべてで、間に入っている各農政局の方々がこれにいかにか悩んでおられるかという現状がございます。

これは恐らくこういう方向性だけでなく、根本的に、今、藤本先生がご指摘になったように、制度の問題、そういったところがあるかと思いますが、少なくとも換地で何とかしのぐであるとか、地域のメリットを引き出す工夫、先ほど角田事業計画課長がいわれた水と土、プラス人とのかかわりですね。この辺を、技術指針もメンタルな面で触れるような、やや抽象的になるかと思いますが、そういった展開と、それから、もっともっと大きなレベルで、環境保全を担っている農家に、場合によっては直接支払いできるような法整備をも見据えるような、これは場違いかもしれませんが、いずれにしてもそういう必然性を強く感じております。ぜひこの方向性、技術指針、手引きを生かすためにも、そういった根本的な流れを示さない限り、実用化は難しいんじゃないかなというのが現場にいる私どもの意見でございます。

やはりその辺も根本的に見直しながら、局長のお話、冒頭にありましたように、去年3月に食料・農業・農村基本法が改定されて、次のステップとして、ぜひともこれを生かすような方向性でご検討いただきたいと考えております。

以上です。

安部専門委員

私感じますのは、生態系に配慮するということを指針できちっと示されるというのは当然のことだと思うんですが、景観に配慮という部分につきましては、先ほど来、さらに突っ込んだというご意見があったんですが、私は景観に配慮の部分につきましては、今示されている部分で、それ以上余り踏み込むべきでない。ということは、最後には負担の問題等々もありますが、地域の特性においてそれぞれがその地域において考えられることであって、あくまでこれを1つのこうあるべきだということを強く打ち出すことは、前段の環境の調和に配慮した生態系云々とは性格がちょっと違うのではなからうか。大きくは環境ということでくられるでしょうが、この手引きを深く細部に突っ込むということについては、ある意味では、先ほど来、話がありますが、実態の1つの展開される方向の中で多少問題が出てくるのかなという気がいたしますので、ご検討いただければと思います。

小林臨時委員

今の安部先生の意見に、私も実は賛成なんです。要は、後で言おうと思っていたのですが、今回の問題は、最終的にゴールにあるのは、事業者というか事業をやる上での施設の景観配慮は当然あってもいいと思います。しかしながら根本的に議論が必要なのは、農村の景観デザインをどうするかという点なんです。デザインということは、とるのはとるし、捨てるのは捨てるんです。デザインというのはそ

ういうものなんです。だから、捨てるということもあるんだ。要するに、いろんな要素があって、この要素はとらない、それは地域の人たちの判断。だから、地域住民の合意形成というのが大事なので。何か基準を決めてやるようなものじゃないし、そんなことをすれば、また妙なものになってしまうんじゃないかなという思いがあります。

要するに、何かそういう物事を考える、地域、農村景観デザインを考えることを誘導する施策というのが農林水産省はやっていって、みずからやる事業については、それに基づいた景観配慮があると考えた方がいいのかなと思います。

田中小委員長

それでは、ここで議論を閉めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ただいま貴重な意見をいただきましたので、このご意見を踏まえて本案を修正し、パブリックコメントの募集を行いたいと思います。修正につきましては私の方にご一任お願いしたいと思います。今後の進め方なんですけど、1カ月間のパブリックコメントの募集を行った後、年度明けに再度、小委員会で検討を行うことが考えられますが、パブリックコメントの内容によっては、一堂に会して委員会を開催するのではなく、個別に委員の意見を伺うことで対応してはどうかと考えております。今後の進め方につきましても私の方にご一任願えればと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田中小委員長

どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしましたので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

角田事業計画課長

ありがとうございます。

済みません、私、ちょっと手違いで、資料 4 をご説明していなかったもので、簡単に触れさせていただきました。

これは今、国営の土地改良事業で、環境との調和の配慮をするという原則に基づいてやっているわけですけども、その環境との調和への配慮の考え方や計画上の記述というのがいまいまだ定性的で余り具体的でないという状況もございました。したがって、19年度以降に着工する国営事業については、もう少し広域的な視点から調査、分析をして、これまでの環境との調和への配慮にとどまらず、それをもう少し具体化した、「環境との調和への配慮に関する計画(環境配慮計画)」というものを作成して事業を進めていきたいと思っております。

特に国営事業は広域にわたる事業ですので、カバーする地域が複数の市町村にまたがる場合が多いということもあり、そこで環境配慮方針を決めたら、それは、例えば市町村の田園環境整備マスタープランにフィードバックするとか、そういった対応も含めて考えていきたいと思っております。

この資料の2ページにございますとおり、まさに今回ご議論いただきました技術指針なり環境配慮の手引きというツールがかなり出来てまいりましたので、こういったことも踏まえて、環境配慮計画の作成にさらにステップアップしていきたいということでございます。内容としては、配慮の基本方針と配慮の方策という2つの構成でつくりたいと思っておりますけれども、そのバック資料となるとところについて

は、可能な限り、配慮を行う範囲でありますとか、個々の施設の維持管理計画等にも踏み込んで構想を立てて、それをもとに基本方針なり配慮方策をまとめるという構成にしていきたいと思っております。そして、これを19年度から適用していくということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくご承いただければと思います。

それでは、そういうことをご紹介をさせていただくということで、きょうの委員会はこれで閉じさせていただきます。

遊磨特別委員

済みません、これは国営に限ってということは何か意味があるんですか。

角田事業計画課長

まずは国営事業において行う。特に国営事業については非常に広域にわたる計画なので、その国営事業計画の中に、実は関連事業として補助事業も入ってきております。したがって、国営事業計画の中でそういう具体的な計画を示すことによって、関連する事業もそれに合わせた対応ができるだろうということがまず1つあります。

これが定着していけば、補助事業全体についても、そういう形で補助事業ごとの環境配慮の内容を計画レベルまで引き上げていただくということは、また進めていただければと思っております。まずは国営計画からやっていくということで進めていきたいと思っております。

遊磨特別委員

もっとローカルにさっさとおろしていただきたいんですけどね。国営事業でやれる範囲というのは、逆にある意味で限られているわけですから。

角田事業計画課長

国営事業は面積的にいえば170万haカバーしていますので、かなりのボリュームになると思っております。

遊磨特別委員

そうじゃないローカルなところがぐちゃぐちゃに。

角田事業計画課長

実際からすると、補助事業の方は県においても相当工夫して進められている状況もありますので、まずはこういうことで示して進めていって、補助事業のあり方については県のご意見も聞きながら進めていきたいと思っております。国がやるから全部いきなり県もこれでやれという行き方にはなかなかいかないということもあるので、そこはひとつ段階的に進めさせていただければと思っております。

遊磨特別委員

大変素晴らしいものをおつくりいただいたので、ぜひどんどん進めていただきたい。

角田事業計画課長

それでは、本日お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。本年度の技術小委員会は今回で最後となります。審議状況につきましては、3月23日に開催される予定の農業農村整備部会に報告させていただきます。1年間、ご審議どうもありがとうございました。

以上をもちまして委員会を終わらせていただきます。

了